

2026年4月1日から

# 自転車利用者向けの新しい交通違反切符制度 (通称「青切符」) が導入されます。

## 改訂のポイント

- 比較的軽微な交通違反を犯した自転車利用者は反則金の対象となります。
- 反則金を支払えば刑事罰は科せられません。
- 反則金を支払うには、警察から受け取った書類（告知書／切符）と反則金の金額を銀行、信用組合、または郵便局の支払い窓口を持参する必要があります。

取り締まりの  
対象年齢は

**16歳**以上!

## 違反行為と反則金の例

<p>携帯電話の使用・保持 (運転中)</p>  <p>12,000円</p>	<p>封鎖された踏切への進入</p>  <p>7,000円</p>	<p>信号無視</p>  <p>6,000円</p>	<p>道路の右側を走行する</p>  <p>6,000円</p>
<p>一時停止標識で 停止しなかった場合</p>  <p>5,000円</p>	<p>無灯火</p>  <p>5,000円</p>	<p>ブレーキの不具合</p> <p>ブレーキがない、 またはブレーキの 効きが悪い自転車 に乗る</p>  <p>5,000円</p>	<p>イヤホンの使用 (乗車中)</p> <p>重要な音 (交通や 警告など) が聞こ えない場合</p>  <p>5,000円</p>
<p>並んで走行する</p>  <p>3,000円</p>	<p>二人乗り</p>  <p>3,000円</p>	<p>2024年11月1日から既開始</p> <p>酒気帯び運転</p>  <p>3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金</p>	